

教育制度論
第 13 テーマ 教育の基礎制度
第 7 ～ 第 10 テーマの復習とまとめ

日付:

0 教育制度と法規(第 7 テーマ)

【憲法・法律・政令・省令等について】

- ・憲法:国の 法規で、その統治機構および国民の基本的人権を規定する根本法である。
- ・法律: で可決された法形式で、教育は憲法の理念・規定に基づき法律によって定められる。
- ・政令:法律の規定を実際に運用する際に定められる法規範で、 が制定する。
- ・省令:法律や政令の規定を実際に運用する際に定められる法規範で、各 の大臣が発する。
- ・告示・訓令・通達等:公機関による重要事項の決定等の公表で、一般に法令とは見なされない。
 - 「法律」の下線部の原則をなんとよぶか。
 - 告示は、個別の法規に根拠が置かれる場合には法令としての効力を発し得る。その具体例を一つ以上あげよ。【手がかり】「法的拘束力を持つ告示」

【教育基本法の準憲法的性格について】

- ・ 主義の下で教育立法の根本および基礎に位置づけられる。
- ・教育に関する諸法令の運用や解釈の基準となる→教育基本法の準憲法的性格
 - 戦前における教育の根本は何によって示されていたか？

【教育に関する主要法規および条文】

- ・第 7 テーマレジュメ参照

I 義務教育制度(第 8 テーマ)

【義務教育の原理の変遷】

- ・近世義務教育の原理
 - ・義務教育の目的……国家のための を育成すること
 - 具体例(国、教育目的など)
- ・近代義務教育の原理
 - ・義務教育の目的……国民の教育の自由を保障すること
- ・現代義務教育の原理
 - ・義務教育の目的……国民の を保障すること
 - 具体例(国)

【日本における義務教育の原理】

- ・ _____ 義務
- ・保護者が子を _____ させる義務
- ・ _____ 義務
- ・市町村が必要な援助を与える義務
- ・ _____ 義務
- ・ _____ が必要な学校を設置する義務

【義務教育の類型】

- ・年齢主義……一定の _____ に達すると義務教育が修了する。
- ・年数主義……一定の _____ を経ると義務教育が修了する。
- ・課程主義……一定の _____ を終わると義務教育が修了する。
- ・教育義務…… _____ を受ける(受けさせる)(する)ことを義務とする。
- ・就学義務……所定の学校に _____ する(させる)ことを義務とする。

Ⅱ 教育行政制度(第9テーマ)

【教育行政の定義】

- ・国家の機関や都道府県市町村(_____)などが、(_____)にしたがって
行う、教育に関する政務

【現代日本における教育行政の原則】

- ・法律主義 ←→ 戦前の _____ 主義
- ・ _____ ……教育行政にかかわる権限を _____ が分担すること
←→ 戦前の中央集権 ……教育行政にかかわる権限や財源が中央(政府)に集中すること
- ・中立性 ……教育行政が、不当な支配に服さず、公正かつ適正に行われること
→ (例) 地方の教育行政が、中央政府の不当な支配を受けること、公正に行われないこと

【中央(国)レベルの教育行政の担い手】

- ・ _____ 省
- ・その役割 …… ① 国全体の教育の _____ や _____ を作ること。
② 地方の教育行政を _____ すること。 → 具体的には？

【地方レベルの教育行政の担い手】

- ・ _____
・その職務権限……()の振興、生涯学習・社会教育の振興など

【その他教育行政に関わる重要概念・用語】

- ・教育は「国の事務」、「地方の事務」
- ・指揮監督、指導助言等
- ・文部省と府県知事などの関係性(戦前)、文部(科学)省と教育委員会の関係性(戦後)

Ⅲ 就学前教育制度(第10テーマ)

【「保育」ということばの使い分け】

- ※幼稚園における「保育」…… 保護と
- ※保育所における「保育」…… と教育 →「 と教育が一体となって展開される」

【幼保二元体制】

- ・幼稚園と保育所が、異なる のもとで設置され(法的根拠)、異なる のもとで管理され(管轄、行政)、異なる の基準のもとで日々運営されている体制のこと。

【幼保二元体制の概要】

→第10テーマレジュメⅠ－2 参照

【幼保二元体制の問題点】

- (1) 幼児教育()と 保育()の不平等
→保護者の 状況などが子どもの入園・入所施設を決定する。
(幼児教育・保育に関する保護者の希望や、子どもの特性等が入園・入所施設の選択の理由とならない)
- (2) 幼児教育・保育施設の管理運営や法制、保育者の資格・養成などの煩雑さ・複雑さ
端的に
- (3) 児童の増加
・ 世帯の増加＋入園・入所施設の制限(上の(1))

【幼保一元化】

- ① 幼保二元体制を維持したまま幼稚園と保育所が連携すること。
- ② 幼稚園と保育所をめぐる根拠法令、所管省庁、設置運営の基準、教育／保育の基準、保育者の免許・資格などを統一(「 」)すること。
- ③ 幼稚園／保育所という区分そのものをなくし、一種類の(一元化された)幼児教育施設を新設すること。

【近年の幼保一元化の動向】

- ・認定こども園の新設（2006年4月～）

- ・ 新制度(2015年4月～)
 - ・ 連携型認定こども園の改革:「 及び 」という一体施設へ
 - ・ 型保育:0～2歳の子どもの少人数で保育する事業

※以下では、第9テーマの課題を再掲する。（文言は調整してある）

戦前と戦後の教育行政の違いについて、以下の空欄に適切な用語を入れなさい。

戦前戦後の教育行政における大きな変化の一つに、(①) 的な教育行政が(②) 化されることがある。戦前の日本では、教育が(③) の事務とされ、すべての学校が国の監督下に置かれるなど、教育行政に関する権限が中央(文部省)に集中していた。それに対して、戦後は、教育が(④) の固有の事務とされ、各地方が教育の権限を分担し、その実情に応じた教育行政を行う仕組みになっている。この地方における教育行政の大半を担うのが、(⑤) であり、その具体的な職務権限は、(⑥) の振興、(⑦) ・(⑧) の振興、芸術文化の振興、文化財の保護、スポーツの振興などに及ぶ。文部科学省と⑤は、原則として(⑨) であり、戦前における中央と地方のような(⑩) 関係にはない。

なお、教育の理念や目的においても戦前と戦後では大きな違いがある。すなわち、戦前の日本における教育理念や目的の根本が(⑪)であったのに対して、戦後におけるそれは、(⑫)である。